

○名古屋市都市景観条例施行細則

昭和59年3月31日

規則第46号

改正 昭和62年規則第41号

平成5年規則第79号

平成5年規則第125号

平成6年規則第21号

平成12年規則第8号

平成13年規則第26号

平成19年規則第112号

平成23年規則第63号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市景観の整備（第2条の2—第9条）

第3章 都市景観協定（第10条—第15条）

第4章 都市景観市民団体（第16条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第3号カの規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (2) 垣、さく、塀、門その他これらに類するもの
- (3) 駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- (4) 観覧車、コースターその他これらに類するもの
- (5) アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設
- (6) 換気施設
- (7) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの

- (8) 自動販売機
- (9) その他市長が指定し、告示したもの

## 第2章 都市景観の整備

(区域の決定)

第2条の2 市長は、条例第11条の5に規定する区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(届出を要しない建築物等)

第2条の3 条例第11条の6第2号ウの規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分のみの増築又は改築をする建築物
- (2) 都市景観形成地区外の部分のみの増築又は改築をする建築物で当該増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の2分の1を超えないもの

2 条例第11条の6第3号イの規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分又は都市景観形成地区外の部分のみの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)をする建築物
- (2) 修繕等をする外壁の面積が10平方メートル以下の建築物

3 条例第11条の6第4号イの規則で定める工作物は、都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのないものとする。

4 条例第11条の6第5号ウの規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分のみの増築又は改築をする工作物
- (2) 都市景観形成地区外の部分のみの増築又は改築をする工作物

5 条例第11条の6第6号イの規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分又は都市景観形成地区外の部分のみの修繕等をする工作物
- (2) 修繕等をする部分の面積が10平方メートル以下の工作物

(届出等)

第2条の4 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第1号様式の2）2通を市長に提出しなければならない。

3 法第16条第5項の規定による通知をしようとする者は、景観計画区域内における行為の通知書（第1号様式の3）2通を市長に提出しなければならない。

（公表の方法）

第2条の5 条例第11条の9第1項の規定による公表は、名古屋市公報へ掲載し、インターネットを利用するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

（報告）

第2条の6 条例第11条の10の規定による報告をしようとする者は、景観計画区域内における行為の完了報告書（第1号様式の4）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、行為完了後の建築物等及びその周辺状況を示す写真を添付しなければならない。

（指定の告示）

第2条の7 条例第11条の11第2項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

（標識の設置）

第2条の8 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の文字

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

（現状変更）

第2条の9 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物等の現状変更許可申請書（第1号様式の5）を市長に提出しなければならない。

（所有者の変更）

第2条の10 法第43条の規定による届出をしようとする者は、景観重要建造物等の所有者変更届出書（第1号様式の6）を市長に提出しなければならない。

第3条から第9条まで 削除

### 第3章 都市景観協定

(認定の申請)

第10条 条例第27条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市景観協定認定申請書(第3号様式)及び次の各号に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市景観協定書
- (2) 都市景観協定を締結した理由書
- (3) 都市景観協定区域の付近見取図
- (4) 都市景観協定区域を表示する図面
- (5) 認定の申請をしようとする者が都市景観協定を締結した者の代表者(以下本章において「代表者」という。)であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認めて指示した書類

(認定の要件)

第11条 条例第27条第2項の規則で定める要件は、都市景観協定において次の各号に掲げる事項を規定していることとする。

- (1) 都市景観協定の変更(条例第26条第2項第3号及び第4号に掲げる事項の変更を除く。)は、当該協定を締結した者の過半数の合意によること。
- (2) 都市景観協定の廃止は、当該協定を締結した者の過半数の合意によること。

(認定の決定)

第12条 市長は、第10条の規定により都市景観協定の認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定するものとする。

2 市長は、条例第27条第2項の規定により都市景観協定の認定をしたときは都市景観協定認定通知書(第4号様式)により、都市景観協定の認定をしなかったときはその旨を記載した文書により代表者に通知するものとする。

(変更届)

第13条 条例第27条第4項の規定による都市景観協定の変更の届出は、都市景観協定変更届出書(第5号様式)及び次の各号に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出して行うものとする。

- (1) 変更後の都市景観協定書
- (2) 都市景観協定を変更した理由書
- (3) 都市景観協定区域を表示する図面(都市景観協定区域を変更した場合に限る。)

- (4) 都市景観協定の変更（条例第26条第2項第3号及び第4号に掲げる事項の変更を除く。）が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類
- (5) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認めて指示した書類  
（廃止届）

第14条 条例第27条第4項の規定による都市景観協定の廃止の届出は、都市景観協定廃止届出書（第6号様式）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 都市景観協定を廃止した理由書
- (2) 都市景観協定の廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類
- (3) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示した書類  
（取消通知）

第15条 市長は、条例第27条第5項の規定により都市景観協定の認定の取消（都市景観協定の廃止の届出の受理に係る場合を除く。）をしたときは、都市景観協定認定取消通知書（第7号様式）によりその旨を代表者に通知するものとする。

#### 第4章 都市景観市民団体

（団体規約の内容）

第16条 条例第28条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 活動区域に含まれる地域の名称
- (4) 活動の内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 団体の構成員に関する事項
- (7) 費用の分担に関する事項
- (8) 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
- (9) 会議に関する事項
- (10) 事業年度
- (11) 会計に関する事項  
（認定の申請）

第17条 条例第28条第2項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市景観市民団体認定申請書(第8号様式)及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市景観市民団体の団体規約
- (2) 都市景観市民団体の活動区域を示す図面
- (3) 都市景観市民団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記した書類
- (4) 認定の申請をしようとする者が都市景観市民団体の代表者(以下本章において「代表者」という。)であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認めて指示した書類  
(認定の決定)

第18条 市長は、前条の規定により都市景観市民団体の認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、条例第28条第1項の規定により都市景観市民団体の認定をしたときは都市景観市民団体認定通知書(第9号様式)により、都市景観市民団体の認定をしなかったときはその旨を記載した文書により代表者に通知するものとする。

(認定の取消)

第19条 市長は、条例第29条の規定により都市景観市民団体の認定を取り消したときは、遅滞なく都市景観市民団体認定取消通知書(第10号様式)によりその旨を代表者に通知するものとする。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第41号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成5年規則第125号)抄

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されて

いる申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年規則第21号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第8号）抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市景観条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の名古屋市都市景観条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年規則第112号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第3条第3号、第9号及び第10号並びに第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第63号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

第1号様式

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)  
電 話 ( )

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	名古屋市 区				
	区 分	<input type="checkbox"/> 大規模建築物等	<input type="checkbox"/> 都市景観形成地区( 地区)		
計 画 名 称 ( 件 名 )					
設 計 者 の 住 所 氏 名					
施 工 者 の 住 所 氏 名					
行 為 の 種 類	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築・移転 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更			
	工 作 物	<input type="checkbox"/> 新設・移転 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更			
	土 地 の 形 質	<input type="checkbox"/> 変更			
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物	主 要 用 途	構 造		
			届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計
		敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		延 べ 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		階 数	地上 階、地下 階	高 さ	メートル
		屋 根	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度 )
	外 壁	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度 )	
	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有( 台) <input type="checkbox"/> 無			
	工 作 物	種 類	構 造		
		高 さ (地上からの高さ)	メートル (メートル)	面 積	平方メートル
		仕 上 げ 方 法	幅 員 又 は 延 長		メートル
	土 地 の 形 質	行 為 面 積	平方メートル	行 為 後 の の り 面 の 高 さ	メートル
施 工 方 法		<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他( )			
切盛土の高さ		切土	メートル	盛土	メートル
事前相談実施年月日	年 月 日	事前相談番号			
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		

※届出年月日 年 月 日	※届出番号
--------------	-------

(注) 都市景観形成地区については、裏面にも記入してください。

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物	主要道路 に面する 壁面の位 置	主要道路	敷地の奥行き	道路境界までの最短距離						
				メートル	1階	壁 柱	メートル	2階	壁 柱	メートル	
				メートル	1階	壁 柱	メートル	2階	壁 柱	メートル	
				メートル	1階	壁 柱	メートル	2階	壁 柱	メートル	
					主要道路						
					一階部分の主要用途						
	工 作 物	主要道路	道路境界までの最短距離		道路境界からの出幅						
				メートル	メートル						
				メートル	メートル						
				メートル	メートル						

(注) 1 該当する口の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の2

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ( )

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

法第16条第1項の規定による届出年月日	年 月 日	
法第16条第1項の規定による届出番号		
計画名称(件名)		
行 為 の 場 所	名古屋市 区	
	区分	<input type="checkbox"/> 大規模建築物等 <input type="checkbox"/> 都市景観形成地区( 地区)
変 更 す る 設 計 又 は 施 行 方 法	変更する事項	
	変更の内容	変 更 前
		変 更 後
変 更 理 由		

※届出年月日 年 月 日	※届出番号
--------------	-------

(注)1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の3

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)  
電 話 ( )

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 場 所	名古屋市 区				
	区 分	<input type="checkbox"/> 大規模建築物等	<input type="checkbox"/> 都市景観形成地区( 地区)		
計画名称(件名)					
設計者の住所氏名					
施工者の住所氏名					
行 為 の 種 類	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築・移転 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更			
	工 作 物	<input type="checkbox"/> 新設・移転 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更			
	土地の形質	<input type="checkbox"/> 変更			
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物	主 要 用 途	構 造		
			届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
		敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		延 べ 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		階 数	地上 階、地下 階	高 さ	メートル
		屋 根	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度 )
	外 壁	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度 )	
	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有( 台) <input type="checkbox"/> 無			
	工 作 物	種 類	構 造		
		高 さ (地上からの高さ)	メートル ( メートル)	面 積	平方メートル
		仕 上 げ 方 法	幅 員 又 は 延 長		メートル
	土 地 の 形 質	行 為 面 積	平方メートル	行 為 後 の の り 面 の 高 さ	メートル
施 工 方 法		<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他( )			
	切盛土の高さ	切土 メートル 盛土 メートル			
事前相談実施年月日	年 月 日	事前相談番号			
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		

※通知年月日 年 月 日	※通知番号
--------------	-------

(注) 都市景観形成地区については、裏面にも記入してください。

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物	主要道路 に面する 壁面の位 置	主要道路	敷地の奥行き	道路境界までの最短距離					
				メートル	1階	壁 柱	メートル メートル	2階	壁 柱	メートル メートル
				メートル	1階	壁 柱	メートル メートル	2階	壁 柱	メートル メートル
				メートル	1階	壁 柱	メートル メートル	2階	壁 柱	メートル メートル
					主要道路に面する部分の用途					
	工 作 物		主要道路	道路境界までの最短距離	道路境界からの出幅					
				メートル	メートル					
				メートル	メートル					

(注) 1 該当する口の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の4

景観計画区域内における行為の完了報告書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ( )

名古屋市都市景観条例第11条の10の規定により、次のとおり報告します。

計画名称(件名)	
行為の場所	名古屋市 区
	区 分 <input type="checkbox"/> 大規模建築物等 <input type="checkbox"/> 都市景観形成地区( 地区)
届出年月日	年 月 日
届出番号	
工事完了年月日	年 月 日

※報告年月日 年 月 日	※
--------------	---

(注)1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の5

景観重要建造物等の現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

申請者 住 所

氏 名 印

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ( )

景観法 第22条第1項 第31条第1項 の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
景観重要建造物・樹木の名称	
景観重要建造物・樹木の所在地	名古屋市 区
変 更 の 内 容	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設計者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ( )
施工者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ( )
そ の 他 参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の6

景観重要建造物等の所有者変更届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ( )

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
景観重要建造物・樹木の名称	
景観重要建造物・樹木の所在地	名古屋市 区
変 更 年 月 日	年 月 日
旧所有者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ( )
新所有者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ( )
変 更 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式

都市景観協定認定申請書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

申請者 住 所  
(代表者) 氏 名

名古屋市都市景観条例第27条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

都市景観協定の名称		
協 定 締 結 者 数		人
協 定 区 域	含まれる地域の 名 称	名古屋市 区
	面 積	平方メートル
	用 途 地 域	
	その他の区域・ 地 域 ・ 地 区	
建築物、工作物、広 告物、木竹等に関する 基準の概要		
協 定 の 有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで( 年 月間)
違反があった場合の 措 置		
協定の変更又は廃止 の 手 続		
※ 受付年月日 年 月 日		※ 認定年月日 年 月 日
		※ 認定番号 第 号

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4号様式

都市景観協定認定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付けで申請のありました都市景観協定の認定については、名古屋市都市景観条例第27条第2項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 都市景観協定の名称
- 2 認定番号
- 3 認定年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第5号様式

都市景観協定変更届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所

(代表者) 氏 名

都市景観協定を変更したので、名古屋市都市景観条例第27条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市 景観 協定	名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第6号様式

都市景観協定廃止届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所

(代表者) 氏 名

都市景観協定を廃止したので、名古屋市都市景観条例第27条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市景観協定	名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第7号様式

都市景観協定認定取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長



下記の都市景観協定は、名古屋市都市景観条例第27条第5項の規定により認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 都市景観協定の名称
- 2 認定番号及び認定年月日
- 3 取消年月日
- 4 取消理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第8号様式

都市景観市民団体認定申請書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

届出者 住 所

(代表者) 氏 名

名古屋市都市景観条例第28条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

都市景観市民団体の名称		
活動区域に含まれる地域の名称	名古屋市 区	
団体の事務所の所在地	名古屋市 区	
主な活動の内容		
団体の構成員の数	人	
※ 受付年月日 年 月 日	※ 認定年月日 年 月 日	※ 認定番号 第 号

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第9号様式

都市景観市民団体認定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付けで申請のありました都市景観市民団体の認定については、名古屋市都市景観条例第28条第1項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 都市景観市民団体の名称
- 2 認定番号
- 3 認定年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第10号様式

都市景観市民団体認定取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長



下記の都市景観市民団体は、名古屋市都市景観条例第29条の規定により認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 都市景観市民団体の名称
- 2 認定番号及び認定年月日
- 3 取消年月日
- 4 取消理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。